

平成22年4月19日からスタート!

「高齢運転者等専用駐車区間制度」とは?

利用できるのは

身体障害者マーク・
聴覚障害者マーク
の対象者*

高齢者マークの対象者
(70歳以上)

妊娠中
または出産後
8週間以内の方

ただし、普通自動車を運転することができる運転免許を受けている本人が申請して交付された「標章」が必要となります。

→標章について詳しくは裏表紙をご覧ください。

標章の申請先

住所地为管轄する公安委員会(最寄りの警察署)

標章の申請に必要なもの

- 標章申請書
- 運転免許証
- 自動車検査証
- (妊娠中または出産後8週間以内の方は) 妊娠の事実または出産の日を証明できる書類(母子健康手帳等)

この道路標識が
目印です。



標章車専用



標章車専用

※「身体障害者マークの対象者」とは、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方です。「聴覚障害者マークの対象者」とは、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方です。

高齢運転者等
専用駐車区間

高齢運転者等専用
時間制限駐車区間



高齢運転者等専用駐車区間

駐車禁止区間

時間制限駐車区間
(すべての車両が駐車可能)

高齢運転者等専用
時間制限駐車区間



高齢運転者等専用駐車区間・高齢運転者等専用時間制限駐車区間に高齢運転者等以外の方が駐車した場合は駐車違反となり、他の場所より2,000円高い反則金・放置違反金が課されます。